

令和7年8月26日

防災行政無線ネットワークシステム一斉指令システム更新業務に係る一般競争入札 質問への回答

質疑事項			回答
No.	題名	質疑内容	
1	-	一斉指令卓（正・副）に付属する予定のプリンタとスキャナはデータの印刷や取り込んだデータを配信するための装置と認識してよろしいでしょうか。また、スキャナ機能のあるプリンタに置き換えても問題ないでしょうか。	一斉指令卓（正・副）のプリンタは履歴等の印刷用、スキャナは紙媒体の取込・配信用の装置となります。運用上問題なければ、置き換えは可とします。
2	-	防災 FAX については別工事とのことですが、今回の開発範囲に防災 FAX へ連携する機能を追加しておくべきかと考えています。その場合、防災 FAX へ送信するデータ形式（Word、Excel、PDF 等）をご教授ください。	防災 FAX へ連携する機能については、「仕様書（2）更新後システム運用の概要」のとおり、自動印字が行えれば、データ形式は問いません。
3	-	仕様書の中に FAX 通信部とありますが、本事業において、FAX サーバから既設の FAX 交換機へ LAN にて接続し、指定のデータを送ることで各所の FAX 用プリンターへ印字できるものと推察していますが、この仕様で順次同報 FAX の仕様を満たすと考えてよろしいでしょうか。認識が異なる場合、順次同報 FAX に係る FAX 通信部および FAX 交換機のインターフェースをご教授ください。	FAX 通信部は、基本的な構成として、 （県庁局）一斉指令サーバ→FAX 通信部→順次同報（NTT）回線→（端末局）庁舎交換機→FAX と同報回線を利用してデータを送信するための装置となります。FAX 通信部のインターフェースは、仕様書 P14 および仕様書別紙 2 となります。
4	-	現地の調査費については開発費の中にも含めるという考え方でよろしいでしょうか。	開発費に含みます。
5	浜田合同庁舎のアンプについて	端末局の浜田合同庁舎についてですが、IP 音声送受信機とアンプがそれぞれ 2 台ずつとなっておりますが、冗長化構成となりますか。もしくは、それぞれ接続されるスピーカが異なる想定でしょうか。異なる場合、各アンプに対し接続されるスピーカ数をご	浜田合同庁舎は「浜田地区災害対策本部」と「石見地域災害対策本部」が異なるフロアに設置され、接続されるスピーカが異なります。 スピーカ数は、

		教示ください。	浜田地区災害対策本部…15 台 石見地域災害対策本部…3 台 となります。
6	2. システム設計・開発	「システム開発にあたっては、要件定義（デモ機や画面イメージなど用いて、発注者とシステムの主要な操作方法の説明・打合せ）を行い、必要に応じて画面レイアウト修正等の対応を行うこと。」とありますが、レイアウト修正ができないパッケージ品は本業務において採用できないととらえてよろしいでしょうか。	発注者・受注者協議によりますが、レイアウト修正が不可能であっても、運用上支障がないのであれば採用が可能となる場合もあります。
7	機器調達・据付（銘板について）	「機材には、装置名、定格、型名、機材の製造番号、製造年月、業務名等の銘板を貼付すること」とありますが、ラベルシール等のシール形式のものでも問題ございませんか。	シール形式のものでも問題ございません。
8	気象電文について	「なお、気象庁より概要が公表され、かつ業務期間中に更新が計画されている新電文（VPWW55～61 等）についても、本業務において対応すること。」とありますが、更新内容や更新タイミングでは業務期間中に間に合わないことが想定されます。その場合、本業務の対象外となる認識でよろしいでしょうか	新電文配信側のスケジュール遅延といった外的要因の場合の対応は、発注者・受注者協議によります。なお、一斉指令システムでの新電文対応は必要となりますので、以下の対応を行うことが想定されます。 （対応案 1）本業務の業務期間を延長する。 （対応案 2）本業務から当該新電文対応業務を対象外とし、別途新電文対応業務の契約を行う。
9	気象情報受信装置との I F 仕様について	気象情報受信装置（別システムで整備済み）である、気象情報受信装置との I F 仕様について開示頂けるとの認識でよろしいでしょうか	既設気象情報受信装置とのインターフェースは、契約後に受注者に開示を行います。
10	移行期間の運用について	システム移行中は新旧の一斉指令システムにて運用し、端末局を随時新規システムへ切り替え、最終的に新規システムでの運用となる認識でよろしいでしょうか	一斉指令システムの切り替えは、仕様書 P10 のとおり受注者が作成する移行計画をもとに、関連工事の進捗等を踏まえ、協議により実施することを想定しています。

11	回線の使用順位設定について	仕様書 第7条 防災行政ネットワークの概要・構成 1. 概要 (P8) にて「回線の使用順位を設定できるものとする。」との記載がありますが、システム設定にて一律の順位設定をする認識でよろしいでしょうか。	システム設定にて、一律の順位設定を行うことを想定しています。
12	使用回線の協議対応について	仕様書 p7 第7条 1. 概要にて、「気象情報等の自動一斉を行うものは、回線の使用順位を設定できるものとする。」とありますが、衛星系の使用頻度によっては(一財)自治体衛星通信機構(以降、LASCOM と略す)との間で協議が必要な場合があると思われま。その場合、受注メーカー側は県様とともに LASCOM との協議対応を行う必要がある、LASCOM が求める対応選任者を用意する必要がある、という理解でよろしいでしょうか。	(一財)自治体衛星通信機構との協議が必要となった場合、その対応は発注者・受注者協議によるものとします。
13	端末局の撤去機器について	仕様書 p8 第7条 2. 回線系統図にて、「本業務で撤去する端末局設備の撤去図を別紙3に示す」とありますが、別紙3には0Aラックに実装されている一斉受令設備のみ記載されており、既設19インチラックに実装されている一斉受令設備については記載されていません。既設19インチラックに実装されている一斉受令設備についても撤去が必要という理解でよろしいでしょうか。	既設一斉受令設備は、仕様書 P11、別紙 1-1 及び別紙 1-2 のとおり、0Aラック・19インチラックに設置されているにかかわらず撤去となります。なお、別紙3は他工事で施工する部分があるため、本業務の範囲を示す目的で作成した参考資料となります。
14	気象情報受信に伴う改修について	仕様書 p9 第7条 4. 関連システム工事等との責任分界点にて、 <県庁設備> 「・気象情報受信設備との接続においては、本業務で調達した L2SW に気象情報受信設備の LAN ケーブル (UTP ケーブル) を接続	一斉指令システムの切り替えは、仕様書 P10 のとおり受注者が作成する移行計画をもとに、関連工事の進捗等を踏まえ、協議により実施することを想定しています。

		<p>するとともに、一斉指令システムでデータ連携（受信）等の動作確認を行うこと。」とありますが、一斉指令設備の新旧移行期間中は、既設の一斉指令設備でも気象情報を受信する必要があるかと思えます。既設の気象情報受信装置からは新旧両方のシステムに気象情報を出力していただける理解でよろしいでしょうか。</p> <p>その場合、気象情報受信装置側の改修費等は不要という理解でよろしいでしょうか。それとも気象情報受信装置側の改修を既設メーカーに発注する、または既設一斉指令設備側で受信している気象情報を分岐出力してもらい、等の発注作業が別途必要となりますでしょうか。</p>	
15	気象情報の受信方法について	<p>仕様書 p9 第7条 4. 関連システム工事等との責任分界点にて、</p> <p><県庁設備></p> <p>「・気象情報受信設備との接続においては、本業務で調達したL2SWに気象情報受信設備のLANケーブル（UTPケーブル）を接続するとともに、一斉指令システムでデータ連携（受信）等の動作確認を行うこと。」とありますが、既設の気象情報受信設備から新システム向けに気象情報を送信してもらえる場合、通信仕様は、既設の一斉指令設備が受信する方法・通信仕様と同じと考えてよろしいでしょうか。</p>	気象情報受信設備のインターフェースは、既存のものと同じを想定しています。
16	アンプの定格出力について	<p>仕様書 p15 第9条 1. (2) 2)アンプにて、</p> <p>オ. その他</p> <p>「発注時において、アンプの出力は全台定格出力 80W 程度とする。ただし、一部の設置箇所において、スピーカー数が多数のた</p>	<p>積算は見積参考資料をもとに全台 80W とし積算してください。</p> <p>なお、接続されるスピーカー数によっては、アンプの出力の変更が必要な場合が想定されますが、その場合は別途</p>

		め、この定格出力を超過する可能性がある。この場合、発注者・受注者協議のうえ、定格出力 100W 等の機器へ変更することとし、必要に応じて変更契約を締結するものとする。」とありますが、別紙 1-2 に記載されているスピーカー数量を元に、予め受令局毎に必要な定格出力のアンプで積算することでもよろしいでしょうか。	協議及び変更契約を締結するものとします。
17	FAX 通信方式について	仕様書 p17 第 10 条 1. (3) 基本機能にて、「一斉指令サーバから端末局へ防災情報等をマルチキャスト配信し、関連システム工事で整備した防災 FAX に印字できること。」とありますが、FAX 通信はユニキャストが基本なので、マルチキャスト以外の通信方法で伝達することでもよろしいでしょうか。	FAX 通信はマルチキャスト以外の通信方式でも可とします。
18	順次同報 FAX の扱いについて	仕様書 p17 第 10 条 1. (3) 基本機能にて、「・順次同報 FAX はバックアップ回線として、防災行政無線ネットワークによる通信が不能な場合に使用するものとする。ただし、端末局の回線整備状況においては、主運用回線として運用も可能とすること。」とありますが、今回の場合、端末局側は FAX 受信が基本構成となるため、順次同報 FAX を主運用とする、という解釈でよろしいでしょうか。	地上系回線を主回線として運用することを想定しています。
19	自治体衛星機構への整備概要説明について	仕様書 p7 第 7 条 1. 概要にて、「防災行政ネットワークは閉域の回線網であり、大きく分けて「衛星系」「地上系」「同報系」の 3 種類で構成されている。各系統の構成等の概要は以下のとおりである。 なお、本業務ではこれら回線を使用し一斉通知等が行えるものとし、気象情報等の自動一斉を行うものは、回線の使用順位を設定	(一財) 自治体衛星通信機構との協議が必要となった場合、その対応は発注者・受注者協議によるものとします。

		<p>できるものとする。」とあるため、衛星系（自治体衛星通信機構が運営管理する地域衛星ネットワーク）を使用すると読み取れます。</p> <p>加えて、仕様書 P6 第 5 条 2. 業務に係る調整等にて、</p> <p>「本業務を円滑に実施するため、発注者及び関連システム工事等の受注者と連携して、情報の共有、必要事項の調整・決定、課題解決等の調整を行うこと。また、受注者は調整等に必要な資料の作成も行うこと。」と記載があります。</p> <p>衛星回線を使用するためには、整備受注者決定後に改めて設計内容や整備概要を自治体衛星通信機構に説明する必要がありますが、本業務の受注業者が行うという認識でよろしいでしょうか。</p>	
20	<p>一斉指令システムの LASCOM 第 3 世代網動作試験・調整対応の協議について</p>	<p>仕様書 p11 第 8 条 6. 試験（単体試験・総合試験）にて、</p> <p>「ア. 機器設定・調整後に単体試験を行い、問題が無い場合は接続される関連設備を含めた総合試験を行うこと。イ. 総合試験では関連設備を含めた総合動作を検証すること。」とありますが、本業務で構築する一斉指令システムを LASCOM 第 3 世代網へ接続する際の動作試験・調整対応に係る自治体衛星通信機構との協議については、本業務の受注者が行うという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>（一財）自治体衛星通信機構との協議が必要となった場合、その対応は発注者・受注者協議によるものとします。</p>